

## 裁判員経験者意見交換会議事録（平成30年10月12日開催分）

**司会者：**裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。

私は、大阪地方裁判所第6刑事部で裁判官をしております大寄と申します。本日は司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、3名の裁判員を経験された皆様に御出席をいただいております。裁判員として御活躍をいただきました上で、このような会のためにも裁判所の方に足をお運びいただくことになり、誠に有り難く感じております。

今回いらした皆様は、否認事件を担当された方々ということになります。否認事件は、被告人が公訴事実のうちの全部ないし一部を争った事件ということでもありますけれども、そのような事件の審理・判断につきましては、おのこの事件で特有の難しさがあるかというふうに思います。本日は皆様の御意見を頂戴いたしまして、検察官、弁護士、さらに裁判官にとって、今後の運用の参考にしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

テーマの方ですが、大まかに申し上げまして、最初に否認事件における立証の分かりやすさについて、次に裁判員として参加しやすい選任手続や審理・評議の日程について、最後に守秘義務についての感想や意見といった形で進めさせていただきますように思っております。

それではまず、この場に御出席をいただいております検察官、弁護士、それから裁判官から簡単に自己紹介をお願いいたします。

**植田検察官：**大阪地方検察庁の検事の植田です。よろしくお願いいたします。

**野澤弁護士：**大阪弁護士会から来ました、弁護士の野澤と申します。よろしくお願いいたします。弁護士としては、常に否認事件のときには、とにかく何とかしたら、どうやったら無罪になるかについて手当たり次第という部分が多少あって、それによって余計に裁判員の方が分かりにくくなっているんじゃないかなというような悩みを抱えながらやっています。そういった部分も今日聞かせていただければなと思っております。よろしくお願いいたします。

**海瀬裁判官**：第6刑事部の裁判官の海瀬と申します。いつも裁判員の皆様には大変お世話になっておりますけども、特に今日いらっしゃった皆様は、本当に難しい事件を担当された皆様ですので、貴重な意見を伺って、今後の参考にしたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

**司会者**：それではまず、皆様が裁判員を務められての全体的な御感想といったものをお話しいただくということでよろしいでしょうか。恐縮ですがけれども、本日も番号の方で呼ばせていただくということにいたします。では、番号順に1番さんの方からよろしく願いいたします。

**裁判員経験者1**：裁判員経験者1番です。よろしく願いします。

私が裁判をさせていただいたのは殺人事件で、六日間の裁判だったんですけども、例えば会社の人とか、誰かと話したときに言われるのは、殺人事件で大変だねって言われることがあるんですけども、かなり年配の方だったので、身寄りがない人が殺されたということがあって、例えば裁判所の中に子供を抱っこした母親が来るみたいなものではなかったもので、殺人事件といいながら、それほど感情移入することがなかったもので、正しい判断というか、余り感情的にならずにお話を聞いたり、進めたりすることができたかなと思います。逆に言うと、そうではない裁判であれば、あの人がかわいそうだとか、僕がああ立場だったらこうするみたいな感情移入をすることがあれば、やはり一生のうち1回あるかないかという裁判において、どこまで正しい判断ができるものなんだろうとか思いながら裁判をさせていただきました。ちょっと簡単ではあるんですけども、コメントさせていただきます。よろしく願いします。

**司会者**：ありがとうございました。では、2番さんお願いいたします。

**裁判員経験者2**：裁判員経験者2番です。よろしく願いします。

私は主婦なんですけど、まさか自分が選ばれるなんて思ってもなくて、実際に候補の連絡が来てから2か月後に選任の手続があったんですけど、その間も選ばれたらどうしようとドキドキして2か月を過ごしました。小学生の子供が2人いるんですけど、仕事もしてますし、仕事のこととか子供のこととかどうしたら

いいかなと思いつながら毎日過ごす日々で、何とか周りの協力を得ながら終わることができました。

**司会者：**大変お忙しいところお越しいただいてありがとうございます。また、審理の日程等について工夫できるところがあるかないかといった辺りで、御家庭の事情等も聞かせていただけたらと思います。では、3番の方、よろしくお願いいたします。

**裁判員経験者3：**裁判員経験者3番です。よろしくお願いいたします。

経験した裁判員裁判は、合計11日間ありました。すごい緊張しまして、難しかったです。職場の方にも報告して、丸々十日余り抜けますので、仕事の調整ではすごく職場にはお世話になりました。ただ、どういったことを聞いたり、どういったことを話したりということを職場とか家族にも守秘義務があるので言ってはいけないということだったので、それを守りながら過ごしました。よろしくお願いいたします。

**司会者：**守秘義務の内容についてのコメントは、先ほども申しましたように、後でお話を伺わせていただければなというふうに思っております。

それでは、経験された話について、手続の流れに沿いましてお話をいただいいてこうというふうに考えております。まずは、起訴状が検察官によって読み上げられまして、被告人がその読み上げられた事実につきまして意見を述べる機会があります。その後、検察官や弁護人が立証を行う前に、当該事件についてのあらまし、証拠調べの中でこんなところに注目してくださいといったものを語る冒頭陳述というものがあつたかと思つます。この冒頭陳述につきまして、分かりやすく、すつと頭に入つてきたかとか、こんな点が少し理解しにくいところがありましたとか、こんな工夫があつても良かったような気がするなというところについて、お感じのところをもしあれば述べていただければなというふうに思つます。なかなか少し前の方だと御記憶がどうだつたかなというところもあろうかと思つますけども、氣のついたところからで構いませんので、お話しいただければと思つます。今度は2番さんから伺つてもよろしいで

しょうか。

**裁判員経験者 2**：冒頭陳述メモについてとかでもいいですか。検察官の方が用意してくださった冒頭陳述メモの方は、とてもまとめられていてすごく分かりやすかったです。弁護士の方の最終弁論の冒頭陳述メモについては、一つに関して細かくは挙げてくださっているんですが、つまりは何を言いたいのかとか、まとまりという点では少し分かりにくかったかなと感じております。

**司会者**：ありがとうございます。まとまりという点で少しというようにお話がございましたけれども、もうちょっとお話になるテーマを絞っても良かったんじゃないのかなというように意識で言われているのか、そのテーマについてこの段階で言わなくてもいいとか、そこら辺の情報の量とか質とかについてコメントいただけたらいいところってありますでしょうか。

**裁判員経験者 2**：私が担当した事件が放火についてだったんですが、弁護士の方が用意された資料では、全体的に「疑問 1，火をつけた」とかについて理由付けされてたりとか、「疑問 2，すっきりした」とかそういう形で質問形式といえますか、それですと述べられておられるので、項目がたくさん挙がり過ぎていて、情報がまとまって入ってこないといえますか。

**野澤弁護士**：すみません、多分今見ているのは弁論のメモではありませんか。冒頭陳述は 1 枚ものの方になります。

**裁判員経験者 2**：すみません、申し訳ないです。

**司会者**：すみません、恐縮です。いきなり当ててしまっていて分かりにくいところがあったかもしれません。A 4 の 1 枚のものであったかと思っておりますので、これについてお話しいただければと思います。

**裁判員経験者 2**：これについては、弁護士の方の冒頭陳述については分かりやすかったです。すみません、最終弁論の分と見間違えてました。

**司会者**：分かりました。この A 4 一枚ぐらいで情報が足りなかったというよりは、むしろこれぐらいに抑えてくれたので、これからの見どころがずっと頭に入ったというようなことで伺ってよろしかったですか。

**裁判員経験者 2**：はい。

**司会者**：ありがとうございました。検察官の冒頭陳述について分かりやすかったというのは、先ほど言われたとおりということでもよろしかったですか。

**裁判員経験者 2**：はい。

**司会者**：ありがとうございます。引き続きまして、3番さんお願いしてもよろしいでしょうか。

**裁判員経験者 3**：冒頭陳述メモ（検察官）と書いてあるものですが、僕が参加した裁判員裁判では、2枚ぐらいありました。事件の概要は幼い子が虐待で亡くなったという案件で、人間関係を図で表現してるということと、あとは時系列で冒頭陳述の中で論点みたいなものを整理しているというところが分かりやすかったです。以上です。

**司会者**：3番さんが担当された事件は、交際相手のお子さんに暴行を加えて死なせたということで起訴された傷害致死等の事件で、後に伺いますが、弁護人の弁論は非常に分厚く、ものすごい量があったんですけども、冒頭陳述の段階では、それぞれA4二枚で冒頭陳述メモということで渡されていますが、この程度でもう十分であったというようなことで伺ってよろしいですかね。ありがとうございました。では、1番さんお願いいたします。

**裁判員経験者 1**：検察官側から提出された冒頭陳述メモは、1枚にまとまってました、多分お手元にあると思うんですけども。辩护人側は話をしているときは画面に出てたんですかね、手元にこれがあったのかなと思うんですけども、私なんかは普通に会社員をしているので、きっちり物事を伝えたいのであれば、トヨタ方式でいうと1枚にまとめなさいみたいなことがやっぱりあるので、スキルとしては確実に検察官の出しているものの方が上だなと思いつつながら、あとはフォーマットにしても検察官の方が分かりやすくて、逆にとにかくパワーポイントの平打ちをぺたぺたとやってるのを見ると、何かフォーマットを作らないのかなと思いつつながら見てました。なので、これだけを見るとどう見ても検察官の勝ちというふうに思いつつ、見やすさも勝ち、今はここを進んで

て、最終この話までいくんだらうなというのを見ながら分かったかなと思いました。

**司会者**：1番さんが担当された事件は、殺人の事件ですね。被告人に殺意があったのかや、被告人の犯行当時、責任能力といったものが問題となった事案でありました。今のお話、冒頭陳述メモというのは、紙自体は事前に検察官や弁護人がそれぞれお話される前に手元に受け取っていたというようなことで伺ってよろしいんですかね。

**裁判員経験者1**：確かあったと思います。それに書きながらだった記憶があります。ちょうど1年前ぐらいになるので、余り覚えていないんですけども、検察官の方がきっちりまとまっているなというのは、そのときから印象を持ってました。

**司会者**：責任能力ということについて争われているという事件でありましたけども、どことなく聞いたことがあるフレーズかもしれませんが、責任能力について検察官が書いているのはA3の4分の1程度になりますけれども、初めであればこの程度を言っていたら十分だと、そんな感じで伺ってよろしいですかね。

**裁判員経験者1**：はい、すごく分かりやすい冒頭陳述メモでした。

**司会者**：否認事件ということもありまして、検察官や弁護人も様々な工夫をしたのではないかなというふうには思っているところではありますけれども、法曹関係者の方から冒頭陳述に関しての御質問があれば、何なりとお尋ねいただいてもよろしいでしょうか。

**植田検察官**：言葉遣いとか、責任能力とか難解な用語を説明するときには、どのようなかみ砕いた言葉で言えば伝わるかなというのをすごく気にしながら我々としてはやっていくところではあるんですけども、今回、心神耗弱とかいう言葉を使わざるを得ないという形なんですけど、これについては事前に裁判官等から説明があって大体こういうもんだという、何か分かりやすい説明はあったんですか。

**司会者**：責任能力については、1番さんと2番さんが問題になっていたということとでございますね。それぞれお話しいただいてもよろしいでしょうか。

**裁判員経験者1**：きっちり分かるような説明を誰かから受けていたと思います。それが冒頭陳述メモのときに、この争点は責任能力なんだなというふうにやったのか、裁判長の方から今回の裁判のポイントはここですよというのを前もって聞いていたのかは、前後はどちらかはちょっと覚えてないです。すみません。

**司会者**：ありがとうございました。2番さんはいかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者2**：私も記憶がそこまで定かではないんですが、初日の冒頭陳述の日に触りといいますか、軽くだけだったと思うんですけど、裁判官の方か、裁判長の方からお話があって、評議の中でもっと詳しい内容の説明をしていただいたと思います。

**司会者**：冒頭陳述の前に裁判所の方から言葉の説明をするというスタンスは、基本的にはないのではないかなというふうに思っております。公判の前に、進行をする上で必要な限度で審理の計画を説明するというところなのかなと思っておりますけれども。

弁護士の方から何か冒頭陳述についてございますでしょうか。

**野澤弁護士**：まず、1番の方の事件の弁護人の冒頭陳述は、一応パワーポイントを使っているのですが、恐らく事前配布をしていないパターンなのかなと思いつつながら、私も実際のところを見てないので分からないんですけども、いずれにしても、使っているものがどうか、技術的なところがどうかというのはさておいて、この冒頭陳述を見てますと、最初に被告人の生活歴だとか、そういったところを割と取り上げているのかなと思っはいるんですけど、そういったところは違和感はなかったですか。

**司会者**：御記憶のある限りで結構です。お願いいたします。

**裁判員経験者1**：順番的に、確か、これ、もらいながらだったと思うんですね。違和感はなかったんですけども、冒頭陳述は検察官の方からスタートしますよ

ね。その後なので、やはりどうしても我々素人としては、検察官と弁護士さんが戦うんだらうなというふうな意味合いで見てましたので、それぞれ一言一句の内容、ストーリーの説明も大事は大事なんですけれども、やはり資料に落とし込まれたときに、ぱっと見た印象というのは結構気にしてました。あと、そのときにメモを渡されるんで、むちゃくちゃ書いた記憶があるんです、どういうことをしゃべっているかというのを。そのメモなんかがここにあればすごく思い出すんだらうなって思いながらいるんですけれども、今の質問で言うと、弁護士の冒頭陳述のストーリー立てとか、説明の流れとかというのは、特に違和感はなかったです。

**野澤弁護士**：ぱっと見というか、印象というか、見た目のきれいさなり一覧性だとか、そういったところということですね。めっちゃめっちゃ書いたというのは、めっちゃめっちゃに書いたという意味なのか、それとも、とてもたくさん書いたという趣旨なのか。何でこんなパワーポイントなのに、ただのべた打ちで何のアニメーションもグラフィックも使わないのかとか、そういうことを書いたわけではないということでしょうか。

**裁判員経験者 1**：そうではなくて、評議であったり、公判の間に何をしゃべっているかというのを、結構メモ書きを、このペンがなくなるぐらい書いてたなという記憶があって、結構分厚くなって行って、我々のメンバーというか、1番から6番までいたんですけど、みんな書いてました。

**野澤弁護士**：ありがとうございます。

それぞれになんですけど、次、2番さんなんですけれども、先ほど弁論の方を見ながらお話していただいたので、冒頭陳述をもう一度見返していただいて、私、ぱっと見たときに最初のクエスチョンが一体何を意図しているものなのかが実はよく分からなくて、これは多分説明があってこれになっているのかなと思うんですが。ぱっと見たときの違和感とかは、特になかったですか。ぱっと見たときに、これ何やろうと思って今見てるんですけど。

**裁判員経験者 2**：違和感はなかったんですけど、クエスチョンについての説明は

なかったと思います。だから、これから話を聞いて審理していく上で、このクエスチョンがちゃんとしたものになるんだなという認識で私どもは聞いておりました。

**野澤弁護士**：特段説明はなかったけれども、話を聞いている限りでは別に分からなかったということはないと。

**裁判員経験者 2**：はい、なかったです。

**野澤弁護士**：分かりました。ありがとうございます。

3番さんなんですけれども、すみません、先ほど私の聞き落としだったらあれなんですけど、検察官の方に関しては結構いっぱい言っていたんですけど、弁護人の冒頭陳述に関して御意見をいただいていた気がしたので、すみません、どうでしたか。

**裁判員経験者 3**：先ほどは、検察官の冒頭陳述メモしか言ってなかったのですが、弁護士の冒頭陳述の方も言わせていただきます。僕が参加した裁判では、ちょっと対照的な冒頭陳述メモで、カラー刷りで、A3の1枚ものが配布されて、もらったときには他の裁判員さんからも、これカラーで見やすいし、1枚ものなので、話をどれとどれをくつつけるかというときには分かりやすい資料だなということで、対照的で良かったなという意見もありました。検察官もあったんですけど、弁護人さんの資料も、この書いてあるとおり弁護人の主張をまとめた図と、横っちょに検察官主張ということで、僕らにとっては、何が争点になっているのかというのが図で分かりやすいというところも工夫があるところやったねというのは、裁判員の中でしゃべったりとかはしました。

**野澤弁護士**：ありがとうございます。3番さんの事件は、揺さぶりというか、児童虐待で小さい子がお亡くなりになったという事件で、医学論争を含めてかなりここからややこしくなっていく話だと思うんですね。これ後ろの弁論で多分すごい意見が出てくるのではないかと、どきどきしてはいるんですけれども、その中で冒頭陳述は、恐らくこれは何が争点で、こちらの主張が何なのかということを実際に明確にそれだけを書いているようなものなのかなという認識は

している、それはやっぱり対比として分かりやすいということでしょうか。

**裁判員経験者 3**：はい。

**野澤弁護士**：あとは、一覧性という意味では、先ほど1番さんがおっしゃっていただいたその関係で、2番さんのケースもA4一枚で、ぱっと見たらそれだけで分かるというような形になっているかなと思うので、やはり見比べて見るとというのが三者共通の御意見ということになりますかね。ありがとうございます。

**海瀬裁判官**：私からも聞かせていただきますけども、今やっぱり一覧性ということについて御意見があったところもありますけれども、実際に証拠を見たり、そういうふうに話を聞いていく中で冒頭陳述が使いやすかったかどうかということも若干関係してくるのかなと思いますので、審理を受ける中でこの冒頭陳述が良かった、悪かった、こうだったら良かったのにというところを、どういふふうに使ったかとか御記憶、御感想がありましたらお聞かせ願いたいと思いますけれども。

**裁判員経験者 1**：すみません、余り記憶になくて、パスさせてください。

**裁判員経験者 2**：証人尋問とかお話を聞く際に、私も1番さんと同じくひたすらおっしゃられていることをメモしまくっていた記憶があるんですけど、その中でもやっぱり検察官の方のもそうですし、弁護人の方の冒頭陳述をその都度見返し、振り返ることは何度かしていたと思います。そのときに見やすいなどは思いました。

**裁判員経験者 3**：メモはいっぱい裁判員の皆さん書いてまして、僕は普通のA4の用紙に1枚、2枚ひたすら書いてたんですけど、冒頭陳述メモに直接書いている人は本当にすき間なくいっぱい書いてて、裁判員がメモすることを想定して冒頭陳述メモを作ると、もっとボリュームが増えちゃうリスクもあるので、それはもう裁判員は大変でした。

**司会者**：見返すものとして不便を感じたとか、良かったとかというふうなことで言うと、良かったかなというようなことで伺ってよろしいですかね。

**裁判員経験者 3**：はい。

**司会者**：3番さん関係の弁護人側の冒頭陳述については、刑事裁判のルールというところを除くと、争点になっている部分についてはA 4一枚だけなんです。明らかに意図的に、初めからは多様な情報を与えず、ここが分かれ目なんだよというのを概括的に書いてあるだけだと思うんですけども、それでもやっぱりこういったものの方がむしろ良かったというようなことで、先ほどの意見を述べられているという理解でよろしいでしょうか。

**裁判員経験者 3**：はい。

**司会者**：参考になります。ありがとうございました。

次に、皆さんメモをとったというお話がありましたけども、証拠の取調べの方について話を進めさせていただきます。皆様が携わった事件につきまして、それぞれ証人ですとか、鑑定人ですとか、そういった尋問をするという手続がありまして、いずれの方の事件におきましても精神科医の先生ですとか、また法医学の先生ですとか、専門的な方がお見えになっておられたということがあったというふうに思います。先ほど少し話題に出ましたけれども、少し聞きなれないような言葉もあったかもしれません。そういったものが分かりやすかったと言えるのか、後で判断するときはどうだったっけというようなことになったのか、どんな気持ちを持たれたのかなという辺りについて、御記憶のある限りでお話しいただければというふうに思います。1番さんからお願いしてよろしいですか。

**裁判員経験者 1**：とにかく記憶に残っている点としては、実は殺人事件だったので、1階に監視ビデオがありました。監視ビデオは白黒のもので、音声は入っていなかったんですけども、白黒だけでもきっちり動きであったり、表情であったりというのが分かる監視カメラで、殺人の瞬間の丸々の映像というのを見させていただきました。やはりそういう経験はないので、かなり衝撃的で、そのときの記憶は余り覚えてないんですね。その後、評議の中でもう1回見せてくださいという形で見せてもらったなという記憶があるので、そのとき

の記憶というのは結構鮮明に覚えています。

あと逆に、この場であるので正直に申し上げますが、鑑定人の方でお医者さんの方がいらっしゃって、キーワードとしては、完全責任能力の有無というふうな余り使わない言葉の説明をしながら、お医者さんの方なのでひたすらそういう説明をされたときは、ちょっと昼の時間もあって、分からないこともあって、少ししんどかったです。なので、結構眠気を覚ますためにも書いていたというふうな記憶があるかなと。なので、時間的な配分もあると思うんですけども、めりはりが無い話で分からない言葉をずっと説明されると、なかなかしんどかったなというのと、逆に見た映像というのが、殺人事件というのがもう確実に分かってて、犯人も分かってるという段階における説明だったので、余りにもそのインパクトと、お医者さんが説明をされる時の平べったいお話というのは、少し記憶に残っています。

**司会者**：ありがとうございます。率直な意見、参考になります。前者の方から、殺人の瞬間の現場、白黒の映像で、音声もなかったということなんですが、インパクトがあったということなんですが、それは判断する上で、心の中に波風が立ってしまうというような意味で言われているのか、その辺もう少し別の言葉で言い換えられることができたなら教えてもらってもいいですか。衝撃的過ぎて、他の判断に支障をきたしちゃうというようなことは、あり得ると思うんですけども、そこまでの話でもないようにも伺っていたんですが、インパクトという言葉の中に我々がどんな学ぶものがあるのかということで教えていただければと思います。

**裁判員経験者 1**：ビデオに映っている内容としては、確か40秒とか1分半とかそれぐらいのボリュームでした。言い争っていたり、言い争っているときに何かを訴えかけているようなジェスチャーをするという映像が30秒ぐらいあったんですけども、実は刃物を持って刺してという瞬間は二、三秒なんです。なので、その二、三秒を見切れてなかったというのがあって、あれ、何やったんだっけみたいな話で、そういうふうな映像だったので、どこをどう刺し

たんだっけみたいなので、1回の映像じゃ全く覚えていないというのがあって、それが実際に二、三秒だったのか、30秒も40秒もあったのだけれども、緊張してて時間が飛んだのかも分からなかった。結果としてもう一度見せてもらったときに二、三秒の話ですごい早い、早く人って刺して亡くなるもんなんだなというふうな話なので、その何秒かの時間が飛んだのか、短かったのか、自分の記憶の時間が飛んだのかは分からないというふうな感じでした。

**司会者：**ありがとうございます。後者の点ですね、平べったいという言葉を使いましたけれども、お医者様がお話しいただくときに、他の証人尋問とかと違って初めから一問一答で問いがあって答えがあってというのではなくて、多分お医者様がプレゼンテーションみたいなことをされた上で一問一答という形で、立証する当事者にとっては変化をつけようとしていたんだと思うんですけども、その辺の当事者の意図というのは、余りピンとこないところがあったという感じですかね。

**裁判員経験者1：**もう少し説明すると、要は犯人の方が朝から夕方までずっとお酒が残っているような方で、例えば完全責任能力というふうな普段我々が使わない言葉が出てきて、私なんかは酔ってて刺したんだねみたいな形なので、やはりそこのお医者さんが使われる言葉と、今までの説明の中のこの人はずっとワンカップを何杯飲んでて、常にこういうふうな生活をしててというギャップもあって、その点において心神耗弱がどうこうという話があるんですけども、どちらかというとお酒を飲んでて余り友達もいなくて、落ち込んでいて鬱になっててというふうな流れの中で、大体犯人の人柄も分かっている中で、その完全責任能力のところというのが余り聞きなれない言葉がどんどん出てくるというふうなギャップもあって、その話というのをお医者さんとしては詰めていくんだなと。我々の世間一般的な言葉は余り、使用されることなく進んでいくんだなというふうな印象は持ちました。

**司会者：**そういたしますと、お医者さんの話し方、プレゼンをしてから一問一答の形式をとっているのは一つの工夫だと思うんですが、そういう工夫とかいう

以前の前に、話されたテーマが今回の事件を考える上で、もうちょっと平易な言葉を使っていれば同じことを言ってもよりピンときたかなという、そういうお話になるんですかね。

**裁判員経験者 1**：そのときにお医者さんをお呼んだ理由というのが、責任能力の有無に対しての判断基準とするために、一つの指標としてお医者さんの意見を聞きましょうというものでした。なので、その結果を踏まえて、例えば量刑を軽くするとか、弁護士側に付くとか、もしくは検察側に付くというふうな趣旨ではなくて、アルコール依存というものをお医者さんの目線で見るとこういうふうな判断基準をとるものなんですということを言うために、裁判員が判断するために参考としてお医者さんをお呼びしましたというふうな説明はいただいていた。

**司会者**：訴訟関係人かお医者さんか誰かがこう工夫すれば、平べったくなかったのになというところがもし言えるのであれば教えていただいてもいいですか。そういうテーマを扱う以上は、そもそも難しかったのかなとお思いになるのか、もうちょっとこんな形でアプローチしてくれるとか、こんなテーマを前面にしゃべってくれるとかすれば、なるほどなというふうなことになったのかという辺りがもしあるのであればお聞かせいただければと思います。

**裁判員経験者 1**：すみません、ノーアイデアです。

**司会者**：ありがとうございます。2番さんの事件というのは、交際相手のマンションの一室に火を放った現住建造物等放火の事件であって、火災が被告人の放火行為によるものかという点も争われていました。これもまた被告人の責任能力が問題になった事案であったかというふうに思います。それで、確か2番さんの事案ということについては、専門家の話をそのままそうだねというわけでもなく最終的に判断されていたかと思えますので、その辺について、専門家の話であってもちよっとここはそのままには乗らないよというようなところについて、心理的な抵抗がなかったかとかいった辺りの御感想がもしいただければ、お話しいただいてもいいですか。

**裁判員経験者 2**：弁護人の証人尋問のお医者さんのお話についてでしょうか、それとも全体的に放火の事件だったので、科捜研の方が証人尋問に来られたり、消防の方が来られたりしました。

**司会者**：いろいろとたくさんの方にお越しいただいて、まずはお医者様の話題が1番の方の関係で出たので、お医者様の関係でよろしいですか。

**裁判員経験者 2**：私も被告人がアルコール摂取障害じゃないのかということで、弁護人の方がお医者さんと呼ばれての説明だったんですが、来られたお医者様はパワーポイントと資料を作ってくださいって、実際にアルコール摂取障害で責任能力の有無を争う点で、病的酩酊の有無ということで、ビンダーの分類というふうな指標を出してくださってたんです。それを出してくださってたので、評議のときに偏らず判断できたのではないかなと思います。

**司会者**：お話しいただくときに、何か基準めいたものを証人の先生の方が言ってくれたので、証人の先生のお話については理解が難しくなるというようなところがなかったと、そんな御意見で承ってよろしいですか。

**裁判員経験者 2**：はい。

**司会者**：警察の方とか消防の方とか、結局二日半の証拠調べの中で5人調べたというところがあったんですけども、人数として1日に証人2人みたいなきもありませんでしたが、その辺についてはいかがでしたか、頭がいっぱいになっちゃったとか、テーマを絞られてそれなりには聞きやすかったとか、その辺の御感想を承ればと思います。

**裁判員経験者 2**：おっしゃるとおり、初日の日に証人尋問で科捜研の方と消防の方のお話があって、ものすごく専門的なことだったので、とにかくひたすらメモを書いてたんですが、証人尋問のお話があった後に少し休憩があって、その際に質問等があればということで裁判長の方からお話があるんですけども、そのときはメモをとって頭でまとめるのに頭がいっぱいいっぱいなので、実際に疑問とかこれ聞いとけば良かったというのが評議に入ってから出てくるんですね。でも評議に入った時点では聞けないので、その辺はもう少し証人尋問と

か、詳しい科捜研の方とか、消防の方とか来られるときは1日に一人にしていただけとか、少し配慮していただけるともう少し余裕を持って考えられるかなと感じました。

**司会者**：ありがとうございます。その証人の中で、話を聞く上で用語でも構いませんし、補助的な資料が手元にあった方というのは、いらっしゃるのか、いらっしゃらないのか、いかがでしたか。格別なかったということですかね、ひたすらメモをとっていたという辺りからいたしますと。

**裁判員経験者 2**：すみません、記憶に全くないんですが、なので、例えば消防の方から「くん焼」という言葉が出てきたら家に帰って調べるとか、そういうことをしておりました。

**司会者**：なるほど、勉強になります。ありがとうございます。

メモをとる際に、メモ用紙とかに見出しをつけて、次はこんなこと聞きますよというような意味のお知らせをするということが、時々あるんですが、そういったものがあつたかないかというのは御記憶ありますか。

**裁判員経験者 2**：渡されたメモ用紙のことですか。

**司会者**：はい。

**裁判員経験者 2**：なかったと思います。ただただA4のメモ用紙を1冊いただいて、それにひたすら自分で書き続けるという感じでした。

**司会者**：もし、次こんなこと聞くんだなというのが分かる意味で、見出しみたいなのがついていれば、そういうのがあるならそういう方がいいかなとお思いになられますか。

**裁判員経験者 2**：そうですね、その方が分かりやすいのではないかと思います。

**司会者**：ありがとうございます。3番さんの場合は、お医者様が複数お見えになっておられたということですがけれども、それぞれそんなに日常的に接するような話題ではないと思いますので、何人かお話いただきましたけれども、お医者様のお話についてそれぞれ内容をたやすく理解するというのは難しいと思いますけれども、一応ついてこれるという感じであったのか、こんなところが苦しか

ったというのがあればお話しいただいてもいいですか。

**裁判員経験者 3**：正直，かなり厳しかったです。専門用語が多過ぎて，医療用語が多かったですけど，被害者の方が亡くなったというプロセスをどういうふうに解きほぐすかというのを，関連があるかどうかというのを検察官の人と弁護士の方がされるんですけど，そのときに証人としてお医者さんが三人くらい来られてまして，運び込まれたときの救命のお医者さん，小児科のお医者さん，法医学の解剖の専門のお医者さんということで，それぞれお医者さんが証人で来られてまして話は聞いたんですけど，すごい難しい言葉がいっぱいありまして，皆さん切り口がそれぞれの専門の立場からされるので，検察官の人と弁護士が質問するときも気になるところは質問するんですけど，聞いてても難しかったです。

**司会者**：難しかったのは難しかったけど，結局最後には判断するということにはたどり着いていただいたので，そこにたどり着くまではいろんな過程があったかと思いますが，先ほど私が述べましたように，証人尋問中にメモのところに見出しをつけるとか，もしくは専門用語について何かこんな工夫をあらかじめしてもらおうとかというふうなところがあればとか，発表の仕方をこんな感じで発表してくれたらもう少しずっと判断するまでの道のりが険しくなかったのかなというふうなところがもしあるのであれば，お話しいただいてもいいですか。

**裁判員経験者 3**：素朴に医療用語でも先生の専門によってニュアンスが違ってたりするので，揺れるのは分かるんですけど，言葉の定義みたいなのを，今回の案件のこの言葉についてはこういうふうにというのを教えてもらえると有り難いと思います。

**司会者**：尋問を普通の人聞いていけば，理解できる形での問いを検察官や弁護士，裁判所が発して，答えを聞いたことによってさっきの意味ってこういうことだったのねというふうに，疑問がその中で解けるというような形であればより良かったという感じになるんですかね。

**裁判員経験者 3**：はい。

**司会者**：3番の方につきましては、それぞれの先生の尋問があった後に、その二方の先生の尋問について対質とって、お医者様お二方並んで尋問するやり方というのがどうも行われたようですけれども、その方法というのは理解を容易にする上で資していたというふうに伺っていいのかなのかという辺り、その辺の率直な御感想をいただけますでしょうか。

**裁判員経験者 3**：小児科の先生と法医学の先生が同席で、法廷の場でそれぞれ質問を受けられてたんですけど、すごい良かったです。どこにフォーカスしてやっているのか、幅がどれだけあるのかというのを両先生が調整しながらしゃべっていただけなので、そういうことねということに理解が進みました。

**司会者**：ありがとうございます。参考にさせていただきます。それでは、法曹関係者の方から何か御質問があればと思いますけれども。

**植田検察官**：検察官の植田から質問させていただきます。

先ほど1番さんのお話で、証人尋問のときにテーマがよく分からなくなるようなときもあったという話で、我々冒頭陳述をやっていくときに、大体今後の立証というのは、この点についてはこの先生の話聞いてくださいね、あるいはその先生の話聞くときにどういった点に着目してくださいねということを一応冒頭陳述の方でアナウンスさせていただいているつもりではあったんですね。例えば1番さんの事件の場合であれば、検察官の冒頭陳述の最後の方に着目してほしい事実ということで三つほど書いています。これらの事実に着目して、この辺り而言えば、鑑定人の医師の証言を聞いてくださいねという形のことを恐らくそのときの検察官も申し上げたのかなというふうにも思ったんですけど、そういったアナウンスがあったとしてもやっぱり内容的に厳しかったのか、あるいは先生の方がそういった観点と違う観点から話をしてしまったのか、その辺り分かりにくくなった原因はどうだったんでしょうか。

**裁判員経験者 1**：すみません、今私が申し上げていたのがちょっと間違いがあったのかもしれないですけども、全てちゃんと事前に説明はしていただいていた

とは思うんですけども、多分受け手側の問題で、緊張であったり、初めてのことであったりで、そのときに何をどの着目点で話をしているのかというのが今ちょっと思い出せないのかなと思います。すみません。

**植田検察官**：引き続き2番さんに質問してよろしいですかね。2番さんの冒頭陳述の場合なんですけれども、これは検察官のやり方にもよるんですけれども、この2番さんの冒頭陳述では、誰の証言によって何を立証するかという証拠と、それから立証した事実の対応関係というのが必ずしも書いていない形の冒頭陳述をさせていただいてたんですね。ただ、検察官としては、どの証人の方にどうやってしゃべってもらうかということについては、立証趣旨と申し上げまして、この証人ではこういったことを話してもらう予定ですといったものを一応事前には提出しているんですね。証言を聞かれるときには、この人は大体このテーマを話すんだなということについてのアナウンスは一応あったんですかね。

**司会者**：検察官が言われているのは、検察官が立証の前に今からこういうテーマですということのアナウンスという趣旨なのか、裁判所側の方にそういうことを期待されて中間評議中に述べてということでしょうか。

**植田検察官**：検察官の方であったのかということをもまず聞いております。

**裁判員経験者2**：それは証人の方がお話される前にということでしょうか。

**植田検察官**：そうです。

**裁判員経験者2**：検察官の方からあったのかは、すみません、覚えておりません。裁判長さんからは、今からは科捜研の方だとか、証人の方が来られて、こういった内容のお話をしますというアナウンスはありました。

**植田検察官**：今後分かりやすい立証をしていく上での工夫というところなんですけれども、要は証人尋問の日程とか、我々も例えば冒頭陳述の中で、この人はこの時間帯にこの話をしますみたいなことを、あらかじめ審理日程表を冒頭陳述に組み込むような形でやったりするときもあるんですけれども、今回の事件、例えばそれだけ証人が多いのであれば、そういった工夫をしとけば分かり

やすくなったかな、どうなのかなといったことを聞いてみたかったんですが。

**裁判員経験者 2**：最初に日程表をいただいているので、何日の何時に証人誰々さんがお話をするというのは分かっておるんですけども、初日の日に詰め込み過ぎかなという印象です。

**植田検察官**：ありがとうございます。それから、3番さんの方に質問させていただきたいんですが、なかなか専門家の証人の方のお話が難しかったというところがあると思うんですね。あとからだと聞けないかもしれないですけど、あの先生どう言ったのかなということを後から振り返りたいときに、例えばもう一回尋問のテープとかを聞き直しているのか、あるいは弁論などを見て聞き返しているのか、あるいはどなたかが作られたメモを参考にされているのか、その辺り、実際、どうやって自分の記憶をよみがえらせてらっしゃるのかなというの聞かせていただきたいのですが。

**裁判員経験者 3**：証人から話をお伺いして、その後評議とかいろいろ経ていく中で、あの内容どうだったかなという確認は、基本的には裁判員もそれぞれ自分で作成したメモが基本的にありまして。うちにはいただいた資料が基本にありまして。あとは、お医者さんが証言した内容とか、せりふとかを確認したいときは、裁判長、裁判官、裁判員同席の評議のときに、再生して録音したやつを文字でアップしたものをを見せていただいて。そこで、どういった内容を発言したかというのを聞きました。

**植田検察官**：ありがとうございます。そうすると、何を言っていたか思い出せない、もやもやしたまま判断するわけではないんですね。安心いたしました。

**司会者**：最後に言われたのは、あれですかね。証人尋問、お医者様が映っている画像と、その画像に音声は文字に変換されたものですかね。

では、弁護士の方からお願いします。

**野澤弁護士**：既に、出てしまっているとは思うのですが。1番さんの事件に関して、先ほどのお話で聞いていると、朝から夕方までお酒が残っているような方で、酒を飲んで落ち込んでいて、鬱だということ。心神耗弱だという言葉

葉との橋渡しが足りなかったのではないかという意見だったのかなと思っていたのですけれども。そこに関して、何かしらまとめた物を証拠としてどちらかが提出したとか、これは、もう多分2番の方の事件なのですけれども、こういうときだと心神耗弱だよねというような例示だとかというのを、いただいていたのかどうかですけれども。それは、多分、裁判所から評議の中では、少なくとも説明する形になるのですかね。

**司会者：**今、言われましたのは、評議段階で裁判所が心神耗弱に当たる事例がこういうものであるという例をお示しするかどうかということですか。場合にはよるのだと思うのですけれども、典型的なもので分かりやすいものがあれば、お知らせするということはあろうかと思いますが、基本的に当事者の主張にゆだねているという理解です。なかなか、参考になるものをお示しするというのが、暗示性が強いとかいういろいろな要素があるからということもありますので、その辺は、裁判体ごとによるとは思いますが、積極的に「こういうものは、こういう例ですよ。」という形の示し方をするというのは、それほど多くはないのかなというのが、私の理解です。

**野澤弁護士：**そうすると、これって、鑑定人の方の分かりやすさによるところがあるんですかね。鑑定人が話が分かりやすければ、多分、何事も恐らく割とすっと入ってきたりする人はするのですけれども。我々も会いに行き話聞いても、何を言っているかが分からないということが、かなり過去に経験としてあつて。それをプレゼンしてもらったら、当然のごとく、全員「ん。」ってなっていたのですね。補充というか、裁判官からも意見が出ない、質問が出ないというような状況になってしまったということがあつたのですけれども。そういう性質的なものだったのか。特に、1番さんですけれども。

**裁判員経験者1：**ちょっと2番さんと3番さんと比べて、私が受けさせてもらった裁判というのは、殺人事件で重大犯罪ではあつたのですけれども。内容としては、比較的分かりやすいものでした。それで、量刑であつたり、そのときの精神状態であつたりというのが、やはり争点になつたのですけれども、内容的

には、本当に普段からアルコールを飲んでいる高齢の方が、少し落ち込んでいたときに刺してしまったというものなので、そういうのに対して、少し定義であったり、言葉尻であったり、説明であったりというのが、少し長かったのではないかなと思っています。

**野澤弁護士**：今と同じような質問というか、特に責任能力という部分に関して。

どちらかという、2番さんの事件は、1番さんよりもかなり、複雑酩酊状態というような、かなり酩酊状態がひどい状態だということになっていましたし、認定でもそういうふうにおっしゃっているのですけれども、そこら辺の鑑定の方の説明というのは、分かりましたか。それはどうでしたか。

**裁判員経験者2**：別に。プライバシーに関わるかどうかはあれなのですけれども、私が医療従事者なので、その辺のお話は分かりました。ただ、周りの方は分からないとおっしゃっていました。

**野澤弁護士**：ありがとうございます。

3番さんなのですけれども、審理の中で医学用語をまとめたものを証拠提出か何かしていると思うのです。検察官からか、弁護士からかは分かりませんが、それって、分かりやすかったというか、分かるための助けになってくれたのかどうか。それはあったけれども、結局、よく分からなかったという話になるのか。他の何がしかで、逆に、もっとこれがあったら分かりやすかったのだけれども、そういうものがなかったというようなものがあれば教えてもらえますか。

**裁判員経験者3**：3番です。いただいた資料の中にそういう医療関係の説明ですが、裁判員が理解して裁判に臨めるようにという配慮でいただいたのはあったかなと思っています。これまでの話の中で挙げていたのは、証人のお医者さんが3名ほど来ていただいてお話をしている中で、検察官も弁護士の方も「こうですね。」という確認をされるのです。話をまとめに入るといいますかね。ただ、そのときにまたお医者さんが「いやいや。」ということで、たくさんそういうことがあって。これに対する答えは、きつくないだろうなとは思

ってはいます。ただ、評議をするときに、出ていただいたお医者様の証言からぶれないように頑張るときに、裁判员個人でメモするのは限界があって、実際、今回僕が担当させていただいた裁判员裁判では、もう、裁判長と2名の裁判官にすごく頑張らせていただいて、裁判员が疑問を伝えたら、「こうだ。こうだ。」ってトライアングルで話してくれました。主に裁判長にすごく頑張らせていただいて、もし、そのときに「ああ。これ、どういうことかな。」というときには、次のときに、もう裁判長がすぐにそれを裁判员に聞かせるみたいな配慮までいただきました。要するに、裁判员と裁判员の評議のところで、個人ではちょっと解決できないところも、もう率直に「分からんな。」ということで、投げて、「ああだ、こうだ、こういうふうに伝える。」という感じでした。

**野澤弁護士**：ありがとうございます。そうしますと、これは本当に医学用語が物すごく出てくると思うのですよね。この論告・弁論を見ていると、頭がおかしくなるんじゃないかなというぐらいに。基本的に1ページに10個以上の医学用語が出てきたりしています。そもそも、争点自体が難しく、法医学者が出てきて、「そもそもSBSは国際的にも認められていないのだ。」とか、「疑いを持たれているのだ。」みたいな話もまた出てきて。そもそも、基の医学的な部分そのものも争いになっているというようなところからくるので、これは、正直、ついていけないのかどうかというのが物すごく気になっています。そこは、一番理解促進に役立ったなというのは、今の3番さんの話によると、評議室に帰ってきたときの裁判長ないし裁判官のフォローというか、リカバリーで何とか理解的には食らいついていけたかなという感じですかね。

**裁判员経験者3**：SBSには入らないようにリカバリーですね。

**野澤弁護士**：そうですね。SBSに立ち入ったら、医師同士が論争してくる話だと思うので。そうですね。それと、理解の促進との関係で幾つかあったと思うのですけれども。裁判長のリカバリーがトップだと。その次に、どれが分かりやすかったとか、どういうものが良かったなというのはありますか。

**裁判員経験者 3**：正直，やはり，裁判長のリカバリーがあるのですけれども。そのきっかけは，裁判員が分からなくなった。そこをええ格好をしていると，前に進まない。もうみんな，分からない。法廷を出た後に，みんながため息をついて。

**野澤弁護士**：それは，そうしますと，結構これドクターの証人尋問が毎日続くというか。一日目は一人のドクターの話で，二日目は，二人のドクターの話を聞いて，三日目は，法医学者の話を聞くという感じだったと思うのですけれども。二日目の一人目の話が終わった後に，分からないわってなって，休憩の間にその話をして，何とかリカバリーをしてもらおうという，そういうイメージですが，それがなかったら，どうなっていたか。

**裁判員経験者 3**：ええ格好して，分かった風なのでしーんとした感じで。素朴に，難しくて分からないなという感じになった気がします。

**野澤弁護士**：そうしますと，その裁判長がもしリカバリーをしない場合は，当事者側として，弁護人としてはどういうケアをしておいた方が良かったのかとか。あれ以上，無理じゃないですかというような。どれだけ頑張っても難しい話は難しいとは思いますが。弁護人として，これ以上何かやれることがあるのだったらできた方がいいのかなと思うのですけれども，さすがに，評議室で弁護人はフォローができないので。裁判長に全てお任せするしかないのかなというようになってしまうのですかね。

**裁判員経験者 3**：素朴に，参加した裁判員裁判で，結構検察官と弁護人さんで，「異議あり。」とかが多かったみたいでして。やはり，前もって確認したことは違いますよというのが，それぞれあったみたいで。それに，裁判官が間に入って調整したという感じですか。時間内に終わらないといけないということはあるにしても，今回は熱く考えようというのもあり，でも，蓋を開けてみると，難し過ぎて，自分らの生活の感覚で判断する前に，そもそも何を言っているのか理解するのが難しくて。

**野澤弁護士**：裁判長がリカバリーしないと，難しいのかなという感じですかね。

分かります。すみません、ありがとうございます。

**司会者**：今の話は、ちょっと後でまたお伺いしますけれども、論告とか弁論にたどりつくまでの時間はちよつともやもやしていたけれども、論告とか弁論を聞いたら、「ああ、なるほど。そういうことなのか。」というふうにはすばんと入ってくる筋合いの論告・弁論の内容であったのか、いかがでしょうか。それも、正直、リカバリーがあったから、ちょっと難しさがかなり楽になったことがあるのかという辺りについて、少しお話しいただいてもいいですか。

**裁判員経験者 3**：3番です。最初は法廷でたくさんお話を聞いていると、やはり、僕も混乱しますので他の裁判員さんに聞くと、「難しいね。」というお話がありました。評議に入って、裁判長と裁判官の話を聞きながら、みんなで意見をしていると、「こういう理解でいいのだ。」という、オーソライズされたものは自分一人では専門的過ぎて無理だと。評議の中で、「あ、そういう意味だったのだ。そういう理解でいいのだ。」ということは確認できて次のステップにいった感じはしています。

**海瀬裁判官**：今の話でもう一度聞きますけれども。どこで分かったかという質問は、非常に難しい質問だと思うのですけれども。今のお話だと、まず、証言を聞いたところでは、やはりどうしても分からないところがたくさんあると難しい話なので。ですので、休み時間とかで、今の証人尋問について裁判官や裁判長と話したりして、そこで少し分かる部分はあるのですかね。で、これをさらに、「では、ちょっと聞いてみましょう。」と裁判長が質問で聞いて、それで分かるということもあるのですかね。それでも、どうしても分からないことが残っていて、論告・弁論を聞いてもよく分からないところもやはり残ってしまう。それで、だんだん分かっていくのだけれども、「ああ、そうだったのか。」と全部分かるのは、もう最終評議になってしまうということなのですかね。なるほど。最終的には、判決に至る頃にはもう判決に書いてある内容は、すごく難しいですけれども、全部分かっている状態になっているということなのですね。そこから振り返ってみて、先ほど少し弁護士さんからも聞きまし

たけれども、全部分かった後で振り返ってみて、あそこでああだったらということがもしもあればですが。やはり、一番の理想は、お医者さんの証人尋問を聞いているところで分かるというのが理想だとは思っているので、その理想に近づくために、あその証人尋問がこうだったらというのが、もし、検察官がこう聞いていればとか、弁護士がこう聞いていれば。もしくは、お医者さんがこういうふうに説明してくれていればというのがもしあれば、教えていただきたいのですけれども。

**裁判員経験者 3**：難しいな。やはり、他の裁判員さんも僕も、分かってから考えて答えを出そうとしたのですよ。聞いて、分かって、考えて、答えを出そうとしたので、この裁判の日程を見ながら考えたのですけれども。分かってからでは日が暮れると思うのですけれども。質問を裁判長にあげて、他のことを考えながらということで。今回の裁判員裁判では、板書といたしますか、ホワイトボードにずっと書いたものを残していただいたのですよね。それで、「このときは、こんなことをしましたねと。では次はこれをしましょう。」ということで裁判長にさせていただきました。それで、すごく自分の中で理解をすると。あとは、休憩のときに、お茶とお菓子を食べながら、「あれはどうだったかな。」というのを、全体の評議だとちょっと言えないことでも二、三人だったら言えるので。

**海瀬裁判官**：なかなか、弁護士、検察官がどうだったというのは難しいようですかね。この事案は、もうしようがないと。

**野澤弁護士**：一応、手元に医学用語の一覧表みたいなものは、多分渡してもらってはいますよね。だからといって、そもそもこれを理解する前に尋問に突入という感じですか。

**裁判員経験者 3**：それは、1回だけだったと思いますね。

**野澤弁護士**：はい。

**裁判員経験者 3**：それで、理解できたかなと思うので、僕はもう、個人的にこれぐらいの大きさぐらいの医学部生が読むのを買って。

**野澤弁護士**：そこまでしたんですね。

**裁判員経験者 3**：それは、たまたま買っただけで。

**野澤弁護士**：たまたま言って言っているけど、この評議をするに当たって購入されたということですか。

**裁判員経験者 3**：それが、最初の論点整理で書面の一つに脳の画像があり、本の紹介がありました。やはり、用語集を幾らセットしても、話していて思ったのですけれども、限界があるかなど。やはり、難しいということは自覚した上で、それはみんなで深めますっていうことで。

**海瀬裁判官**：なるほど。

**裁判員経験者 3**：そういうことにしたいと思いました。

**野澤弁護士**：やろうと思ったら、途中で1日空けて、医学的知識をまとめる日みたいなものを入れないと。

**裁判員経験者 3**：裁判員の皆さんは、もう帰って本当にされていました。

**野澤弁護士**：夜に家でそれをやるという。

**裁判員経験者 3**：その日ごとに、医療情報とか、障害とかいうときには、もうそれは皆さん、言っていました。

**司会者**：大変、学ぶべきものが多いお話をいただきました。ありがとうございました。

被告人質問というものがあつたと思います。被告人のお話の内容が合理的か、不合理なものであつたかという意味ではなくて、皆さんが判断しなければいけないときに、被告人質問の内容が結びついてたかどうかとか、被告人の言わんとしているところが分かつたかどうかと。そういった切り口から、被告人質問は分かりやすかつたかどうかという辺りのお話を伺えればなと思っておりますけれども、1番さんから順にお願いしてもよろしいでしょうか。御記憶の範囲で構いませんので。

**裁判員経験者 1**：被告人が年配の方で、耳がすごく遠かつたんですね。マイクを通すと、どうやら聞こえないらしいというので。少し、やはり、被告人だけに

声が伝わっていないという。これは伝わっていないなっていうのが随所にありました。その最たることが、警察の人が調書をとっていたのですけれども。調書に結構、極悪人みたいな文章になっていて。殺意があって、思い切り殺しました。はい、サインしてみたいな形で、警察の人が調書をとっていて。その調書を、弁護士との打ち合わせの段階で、「調書をとってサインをしているのなら、これは覆らないからな。」みたいな話をすごく気にされているというのがずっと分かっている。そこばかり年配の人は気にしていて。何かのトリガーで、「この調書は、後で警察が書き換えたと言うのですか。」みたいな話になってしまって。「そうです。」となって一回閉廷したんですよ。結果、その後すぐに元に戻ったのですけれども。そういう意味で言うと、今回は年配の方なので耳が遠くて。あとは、思いが強い人。そこばかりを気にされていたので、被告人に伝わらないことが結構あったなと感じられました。こうなってくると、海外の人だとどうなるのだろうと思いつつながら。そういう話があったなというのは、少しというか、かなり記憶に残っています。

**司会者**：2番さん。どうぞ。

**裁判員経験者2**：被告人の方は、落ちついてお話をされていて、弁護士の方とも検察の方ともお話をスムーズにされていたと思います。特に何がということはなかったと思います。

**司会者**：それは、質問をする方が、被告人の話すべき内容について、聞き出しやすい形で聞かれていたということで何ともいいですか。

**裁判員経験者2**：そうだと思います。

**司会者**：しかも、判断に結びつくことを知りたいなというふうに2番さんが思われるようなことについて、お尋ねいただいていたということでいいですか。

**裁判員経験者2**：はい。

**司会者**：ありがとうございます。3番さん、お願いします。

**裁判員経験者3**：3番です。被告人は、検察官からも弁護士からの質問に対してはスムーズに答えていました。参加させてもらった裁判員裁判は、幼い子が亡

くなる事件と覚せい剤がありまして。否認している事件と認めている事件がありました。

**司会者**：日程的には、否認している事件の話と、認めている事件の話は、確か分けて予定されたと思います。その辺は、やはり、頭の切替えという意味では役に立ちましたでしょうか。

**裁判員経験者 3**：2件の日程を分けてあるというのは、裁判員にとっては助かりました。

**司会者**：それでは、そのような証拠調べの後にされた当事者の最終的な意見、検察官の論告、弁護人の弁論と呼ばれるものですが、先ほど、先にお話しいただいたところもありましたけれども。これについて、どのように皆さんの判断に資したかどうかなど、お話しいただければと思います。3番の方からお願いしてもよろしいですか。

**裁判員経験者 3**：3番です。最後の被告人の意見、最終陳述の中で認めていない事件については、きっぱりぶれることなく否定していて。認めている事件については、覚せい剤の方なのですけれども。今後の更生というか、立ち直りに向けて取り組んでいくという話が印象的でした。

**司会者**：検察官の論告と弁護人の弁論については、いかがでしたか。

**裁判員経験者 3**：検察官と弁護人については、やはり、争われている虐待について焦点を当てていました。やはり、お医者さんの意見を軸にして、有罪と無罪を主張されていて。お医者さんの見解というのは、すごく影響があるのだなというのは印象的でした。

**司会者**：弁護人の弁論は、これは25ページにわたるものですかね。事案の性質上、大部にならざるを得ないというところがありますけれども、こちらについて、読むのが大変だったとか、ここまで書いてくれたから評議するときに役立ったとか、いろいろな見方があるかと思いますが、いかがでしたか。

**裁判員経験者 3**：弁護人の弁論が、すごく量がたくさんあるということで。裁判員の中には、「おお。」というのが。冒頭陳述はすごく対照的にやる。その

分、主に弁論でしっかりと主張、対応されるというのはありました。

**司会者**：対して、論告はA4、4枚なのですよね。認めているものも含めて。これについては、もうちょっと書いてほしかったとか、いや、要を得ていてこの書かれ方としては良かったとか、いろいろ見方はあろうかと思えますけれども。御感想はいかがですか。

**裁判員経験者3**：正確に表現、文字で記述しようという姿勢がありました。やはり、罪が成立するのかどうか、立証できているのかどうかというのは、表現の中で慎重に読み込んでいかないと、幾ら子育て世代であっても感情だけで判断しているのはだめですよということで、論告を確認しながら。検察官の主張が通っていたら有罪、通っていなかったら無罪にするというのが原則というのを、最初、それを教わったのですけれども、やはり、原則を確認させてもらって判断することになりました。

**司会者**：2番さん。最初にお話をいただいたところもありますけれども、論告と弁論について、御意見や御感想をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

**裁判員経験者2**：弁護人の方も、検察官も、裁判員裁判ということですからごく分かりやすくかみ砕いて説明してくださっているのだなというのは、すごく伝わってきました。最初に言っていた、弁護人の方の最終弁論がパワーポイント上でちょっと分かりづらいなといった点と、ちょっと、その弁護人の方々によると思うのですけれども、ちょっと俳優チックな語り口調だったので、独特な方だなという印象がすごく先に入ってきてしまったというのが正直な意見です。

**司会者**：ここに感想を求めるのは微妙かもしれないですけれども、2番さんの的には、俳優チックなことはプラスに出たのか、マイナスと出たのか。余り関係なかったのかとコメントするのであれば、どうですか。

**裁判員経験者2**：すみません。私にとっては、マイナスでした。

**司会者**：ありがとうございます。2番さんは、論告に量刑のグラフがついていたと思うのですけれども。これについては、どうですか。

**裁判員経験者 2**：量刑の分布を載せてくださっていて、すごく分かりやすかったと思います。

**司会者**：ありがとうございます。1 番さん、お願いいたします。

**裁判員経験者 1**：検察官の最後の論告については、非常にストーリー立てがされていたのですけれども。少し、弁護士さん側が、何か少し諦めモードにあったというか、もうちょっと被告人に寄って援護してあげられるような話にならないのかなみたいな話が、かなり印象にあって。具体的なところはどこかというところ、確か殺意が、最後のポイントとしては求刑だったのですね。求刑を何にしますかというのが、やはりポイントだったので。ポイントとしては、殺意があって殺人をしまったというのと、殺意がなくて、傷害致死みたいなイメージの何年という棒グラフのようなマップがあって、だから何年で何年ここでお願いしますみたいな話があったのですけれども、出ていたのは、殺意があった殺人のマップだったんです。なので、そうなってくると、見ている方は、弁護士さんは何を伝えたいのかなという話が、ちょっと非常にそのところがあって。弁護士さんは弁護になっていないのではないかなと印象というか、実際、そうだったのかなと思いました。

**司会者**：法曹関係者の方から何か御質問があれば。時間も迫っていますけれども、一言ずつ質問をしていただいて結構ですが。

**植田検察官**：それでは、検察官から質問をさせていただきます。

論告ペーパーを作るときに、どこまで紙に落とし込んで、どこまで口頭で言おうかなというところが結構悩むところなのですね。今日、1 番さんのお話だと、ペーパーのまとめ方で問題意識をお持ちいただいたみたいなことがあるのですけれども、どうですかね。あらかじめ、もう分量が多くても書いてあった方がいいのか。それとも、やはり、ある程度絞って、見やすさも意識した分量の方がいいのか。その辺り、実際受けてみた感想ってございますか。

**裁判員経験者 1**：文字がいっぱい書かれていると、多分、追いつかなくて。文字を追うだけで内容は見ない、見られないというか、頭に入らないと思うので。

適切な文字数というのは必要だと思います。

**植田検察官**：皆さん、同じ考えということでよろしいですかね。

**裁判員経験者 2**：評議のときに、やはり、「あのときあんなふうに言っていたけど、ここはメモしそびれていた。」とかが出てきたりするので。法廷で見る分は、このA4用紙に2枚程度に分でまとめてくださっていて分かりやすいのですけれども。もし、可能であれば、別途にもうちょっと詳しいものをつけてくださると、もっとより評議のときに分かりやすいかなとは感じました。

**司会者**：ありがとうございます。

**裁判員経験者 1**：すみません。2番さんと同じにします。警察の調書が確かになくて。調書では結構普通にしゃべって、必死でとっていたのですね。あとでいただけたらすると良かったのかなと思います。

**司会者**：証拠についてですか。

**裁判員経験者 1**：警察の調書の部分が、結構被告人の方も気にされている項目なのに紙をいただけていなかったの。法廷の中で話している言葉を書いている。「あれ、何か極悪人みたいな文章になっているな。」と思いながら、拾えるところは書いていて。最終、その調書というのはいっていないので。メモの書けたところしか残っていないということだったなど、今思いました。

**司会者**：3番さんの方で、これら以外で一言あればお願いします。

**裁判員経験者 3**：3番です。内容ではなくて、様式の話で、字は少し大き目が良いです。僕は、眼鏡をかければ見えるのですけれども。

**野澤弁護士**：3番さん、すみません。この弁護人の弁論は25ページ。文字数でいうと、とんでもない文字数だと思うのですけれども。これは、60分でこれが理解できるのですか。先ほどの話だと、分量で圧倒したというお話をいただいていたのですけれども。内容的に、これは医学論争にどうも立ち入っているような感じに見えるのですけれども。

**裁判員経験者 3**：すごい量がありましたので。飲み込むのに一人では無理だったので、みんなで読み合わせという形で。

**野澤弁護士**：その場で理解するというよりは、持ちかえって評議の場で理解するというようなイメージですかね。

**裁判員経験者 3**：はい。僕ら裁判員が、その場で理解するのは難しかったです。

**野澤弁護士**：分かりました。ありがとうございます。

**司会者**：やはり、否認事件ですので御苦労が多かったと思いますけれども。審理の日程の面で困難がなかったかどうかということ。先ほど、子育て世代などという話もいただきました。間に休みが入った方が良かったのではないかとか、開始時刻や終了時刻にこんな配慮をしてもらったら良かったのではないかと。そういった辺りの話について、順次お話を伺えればと思います。1番さんからよろしく願いいたします。

**裁判員経験者 1**：内容的にはそれほど詰まった内容ではなかったもので、きちんと理解をして、きちんと話ができ。時間的にも、体力的にも、裁判長のお気遣いも分かるように、時間配分をしていたので、すごく我々は良かったと思います。

**司会者**：1番さんの日程は、木曜、金曜で、翌週の火曜、木曜。そして、最後の週の月曜という日程であったということになります。2番さんについてはいかがでしたでしょうか。

**裁判員経験者 2**：計画表では七日間だったのですが。評議が、皆さんがすごく意見を言ってくださってまとまったので、一日評議の日がなくなったと思います。その点については、すごく裁判官や裁判長がまとめて引っ張っていかしてくださって有り難かったなと思いました。一主婦として、午後4時45分、午後5時前に終わらして。ここに来るのに1時間、帰りも1時間かかり。そこから小学生の子供を留守番させているという不安と、御飯を作らないといけない。家事もしなければいけないというので、もう少し早目に終わっていただくと、主婦としては助かります。

**司会者**：ありがとうございました。2番さんの日程としては、火曜、水曜、木曜、金曜で、翌週月曜、火曜、木曜となっていましたけれども。火曜日の評議

の日程がなくなったということで伺ってよろしいのですかね。3番さんはいかがでしたでしょうか。ちょっと長い日程になりましたけれども。

**裁判員経験者3**：3番です。僕としては、連続してまとめて開催していただくというのは、仕事の段取りの都合も有り難かったです。他の裁判員さんの意見では、やはり、子育ての人は幼稚園に迎えに行かなければいけないということがあったり、自営業の人は、土日もまとめてやればよいのではないかという意見もありました。総じて、早く始まって早く終わるという意見が多かったです。

**司会者**：3番さんの日程は、月曜、木曜、月曜、火曜、水曜、金曜で、月曜、水曜、木曜、月曜、水曜。そういった日程になっていたかと思います。先を急がせていただいて恐縮ですが、守秘義務について、これがあって守らなければいけないものだという事になっていきますけれども、それについての感想、御意見などについてお話しただければと思います。2番さんからお願いしてもよろしいでしょうか。

**裁判員経験者2**：裁判員に選ばれた時点で職場に言わないといけないので。やはり、職場の人とかは「どんな内容なの。」とか聞かれたりとかもあったのですが、でも、「守秘義務があるので。」ということをお伝えしたら、周りの方も理解してくださっていましたし。裁判があった1か月くらいは、やはり悶々としていたのですが。今は、日にちも経っていますので大丈夫です。

**司会者**：法廷で見聞きされたことなどは、話をしても差し支えないというお話を裁判長が御説明申し上げたのではないかと思います。その辺りも、周りの方には余り話さない感じでしたか。

**裁判員経験者2**：そうですね。余り。話すことによってもっと深く聞かれるので、控えていました。

**司会者**：1番さんは、いかがでしたか。

**裁判員経験者1**：守秘義務って、法廷の中、要は「私、殺人事件をやっているんです。」みたいな話はしゃべってもいいけれども、「評議の中で、僕は反対している。彼はこうでみたいなことは言ってはだめなのだよ。」というのは、我

々は分かるのですけれども、話した人は全員分かっていないですね。上司にしても、同僚にしても、取引先にしても。なので、そういう意味で言うと、なかなか向こうがわざわざ気を遣って聞いてこないというのがよくあって。そういう意味で言うと、やはり、自分の身に来ないと、そういうことまでは余り知らないのだろうなと思いました。

**司会者**：我々の方で周知をするやり方を考えた方がよろしいかもしれませんので、参考にさせていただきます。3番さん、お願いしてもよろしいですか。

**裁判員経験者3**：3番です。守秘義務については、最初職場に報告したときに、結構聞いてくる人がいたので。課長に頼んで、朝礼で「守秘義務があるからしゃべれません。」ということをおもんに言っていただきまして、何とか無事に過ごせました。

**司会者**：少し最後は駆け足になってしまいました。今から帰って食事の準備などもされるということも耳にしましたのに、大変恐縮なのですが、最後に、一言、これから裁判員になられる方へのメッセージなどを伺ってもよろしいですか。1番さんから、お願いいたします。

**裁判員経験者1**：私自身は、先ほど申していたように、会社員をやっているのですね。会社員をやっていると、全ての事象をつかんでから判断はできないんですよ。例えば、三人と話をして、三人と話をしたらこれ売れそうだから売っちゃえということをするのが普通の商売になります。逆に、裁判というのは、全て十人いるのであれば十人ちゃんと聞ける分は話を聞いて判断をするというので、やはり全く違うアプローチの仕方をしているというので。私としては、すごく勉強になりました。それと、あと日本の司法の仕組みというのがこれだけきちんとしているのだというのが分かって、すごく良い機会でした。あとは、逆に、その手順を踏むということから、今回の事件というのが事件発生してから約1年半経過して、ようやく裁判ができるという。そのところは、やはり、かなり矛盾があるというので、スピード化と、どこまで事実関係を踏まえていかないといけないのかなというのも、国民としてもどんどん参加して、

裁判というのはこういうふうになっていて、こういうふうになっていますよというのを知るいい機会です。日本が、いかに素晴らしいかというのを知る機会にはなるのかなと思います。

**司会者**：ありがとうございました。2番さん、お願いします。

**裁判員経験者2**：実際に一人の人を裁くということで、その責任の重さに、始まる前はすごく悩んでいたのですが。実際始まったら、やはり、裁判員の方もそうですし、裁判官、裁判長と一緒にチームで決めていくではないですけども、一つずつかみ砕いて、一つずつ立証して判断を下すということがすごく勉強になりましたし、今回いい経験をさせてもらったなと思いました。

**司会者**：ありがとうございました。3番さん、お願いいたします。

**裁判員経験者3**：3番です。感想ですが、今回の裁判員裁判では、児童虐待、覚せい剤という重い案件に参加させていただいたのですけれども。裁判員裁判は終わったのですけれども、次々と新聞では載るぐらいで、そういう問題意識を持つようになったなと、今回の結果としてあります。

**司会者**：法曹関係者、最後にいかがですか。

**植田検察官**：大丈夫です。

**野澤弁護士**：弁護人の弁論に関して1点だけ申し上げます。

どこまでの主張をするのかというのは、これは、弁護人は最後の最後まで物すごく悩むことです。なぜかということ、被告人がこう言いたい、ああ言いたいという希望というものを、どうしてもある程度考えつつ、かつ、被告人にとってどうなったら優位なのかということと、二律背反になってくる部分というのがどうしてもあるのです。今回のケースで言うと、恐らくですけども、さすがにミスったというものではなくて、殺人の殺意は争うのだと。争っているのだけれども、ただ、正直、これが通るのかどうかという見立てをしたときに厳しいなといったときに。では、その中で、かつ、もう少し何とかして量刑の部分でも、もう少し主張した方がいいのではないかという結論に至ったのではないかなと、善解をしてはいます。本当にこれも最後の最後弁論のところで、最

後の最後まで空欄にして、最後の最後まで悩みきって、最後の5分前に書き入れたりすることが実際にあったりするので。それは、そういった悩ましいところがあるのかなと思います。とはいえ、これは分かりにくいというのが、やはり分かりにくいのですねということが今日よく分かりましたので。それは、なるべく頑張って周知していきたいなと思います。ありがとうございました。

**海瀬裁判官**：裁判官の海瀬です。本当に皆さんがやってみたいなこれだけ難しい事件について、皆様本当に理解して、心証をとって判決をしているということが今日本当によく分かりました。まだまだ足りない点も我々あるということも、非常によく分かりました。すごく裁判員裁判が前に進んでいるなという立場がおかしくなりますけれども、本当に今日はいいお話を聞かせていただきました。どうも本当にありがとうございました。

**司会者**：裁判員の仕事に真摯に取り組んでいただいて本当にありがとうございました。今日はどうもありがとうございました。

以 上